日本放送協会放送受信料免除基準 新旧対照表

( 部分は、変更部分)

亦百安	11/2
変更案	現行
付 則	付則
(施行期日)	(施行期日)
1 この基準は、合和2年●月●日から施行	1 この基準は、 <u>平成31年2月1日</u> から施行
する。	する。
(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴	_(新設)
う特例措置)_	
3 新型インフルエンザ等対策特別措置法	
(平成 24 年法律第 31 号) 附則第1条の2	
に規定する新型コロナウイルス感染症の感	
染拡大により国民生活および国民経済に甚	
大な影響を及ぼし、またはそのおそれがあ	
る場合において、免除すべき放送受信契約	
の範囲、免除の期間等につき、あらかじめ総	
務大臣の承認を受けたものは、放送受信料	
の免除の対象とする。	